

静岡県告示第636号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年9月15日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

間門峯山 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番	
富士市		間門	宮脇	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線に囲まれた区域	
				300	1号
				300	2号
				238-1	3号
				238-3	4号
				242-1	5号
				242-1	6号
				242-1	7号
				245-1	8号
				245-3	9号
				249	10号
				249	11号
				249地先道路敷	12号
				250-2	13号
				252-1 地先官有地	14号
				261-1	15号
				261-5 地先官有地	16号
				262	17号
				277-2	18号
283	19号				